

# 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人久寿福祉会（以下「この法人」という。）の定款第九条、第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第二章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 報酬は、無報酬とする。

## (費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当って負担し、又は負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 この法人は、旅費相当分（費用弁償分として）を次のとおり支払う。  
理事会、監事監査、評議員会等の出席の都度、一人一律3,000円

## (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。